

横福指 第5号  
平成27年(2015年)4月3日

指定(介護予防)通所介護事業所管理者 様  
指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

宿泊サービス提供時に発生した事故に係る報告書の提出について

日ごろより、本市の福祉行政にご協力賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、平成27年4月1日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等が改正され、指定(介護予防)通所介護事業所及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所において、その設備を利用して夜間及び深夜に指定(介護予防)通所介護等以外のサービスを提供する場合(「宿泊サービス」をいう。)で、そのサービス提供中に事故が発生した時には、市町村に報告することが規定されました。

本市においては、この改正を受け、指定通所介護等の運営基準等を定める「指定居宅サービス等の人員に関する基準等を定める条例」等の改正を検討しているところですが、介護サービスと連携して提供される宿泊サービスの提供中に発生した事故については、確実に把握し、適切に対応する必要があります。

ついでには、平成27年4月1日以降、指定(介護予防)通所介護事業所及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所の設備を利用し、宿泊サービスを提供している場合において、事故が発生した時は、「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」に基づき、事故報告書を介護保険課に提出願います。

なお、指導監査課への事故報告書の提出は不要です。事故報告書の内容については、介護保険課から情報提供を受けますので、ご承知置きます。

【 参 考 】

「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い要領」は、平成27年4月1日付けで改正され、次のホームページ・アドレスに掲載されています。

横須賀市ホームページ「介護保険事業者における事故発生時の報告について」

[http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3050/g\\_info/20121101.html](http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3050/g_info/20121101.html)

事務担当 福祉部指導監査課指導監査第2係  
電話 046(822)8293